

## 福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和3年2月26日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- I 日 時 令和3年2月26日(金) 午後0時30分より  
午後1時30分まで
- II 場 所 福島市中町8番2号 福島県自治会館 3階 大会議室
- III 出席者 出席保険者 49 保険者  
委任状提出の保険者 13 保険者  
本会事務局 8 名  
計 70 名
- IV 会議の目的事項
- [報告事項]  
報告第1号 令和2年度補正予算の専決処分について
- [議決事項]  
議案第1号 令和2年度一般会計歳入歳出補正予算(第3号)  
議案第2号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第4号)  
A 業務勘定  
議案第3号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第4号)  
A 業務勘定(後期高齢)  
議案第4号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第3号)  
A 業務勘定(介護)  
B 介護給付費等支払勘定  
C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定(介護)  
議案第5号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算(第2号)  
A 業務勘定(障害者総合支援)  
B 障害介護給付費等支払勘定  
議案第6号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算  
(第2号)  
A 業務勘定(特定健診・特定保健指導)  
議案第7号 令和2年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)  
議案第8号 令和3年度事業計画

- 議案第 9 号 令和 3 年度負担金及び手数料等
- 議案第 10 号 積立資産及び引当資産の処分について
- 議案第 11 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第 12 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定
  - B 国民健康保険診療報酬支払勘定
  - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
  - D 出産育児一時金等に関する支払勘定
  - E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第 13 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（後期高齢）
  - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
  - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 議案第 14 号 令和 3 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 15 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（介護）
  - B 介護給付費等支払勘定
  - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 16 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（障害者総合支援）
  - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 17 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
  - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 18 号 令和 3 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 19 号 令和 3 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 20 号 令和 3 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 21 号 令和 3 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第 22 号 役員を選任について

## V 会議の状況と顛末

### 1 開会（午後 0 時 30 分）

司会が、開会する旨宣した。

### 2 開会のことば

遠藤副会長（鏡石町長）が次のとおり開会のことばを述べた。

皆さんこんにちは。特に町村長の皆様方には引き続きの総会という事で大変お疲れ様でございます。それでは、ただいまから福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。よろしくお願い申し上げます。

### 3 挨拶

大和田会長（小野町長）が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり開会の挨拶を行った。

開会の挨拶になりますけれども、町村長の皆様方には町村会の総会の引き続きということで長時間ありがとうございます。国保連合会会長の小野町長の大和田でございます。

皆様方には御多用のところ、本日の総会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

本日は直近の情勢、2点についてお話を申し上げ、御挨拶といたします。

1点目は、「新型コロナウイルス感染症について」でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我々の生活は一変し、社会経済活動に多大な影響が出ていることは、皆様御承知のとおりでございます。

このような中、本会は基幹業務である診療報酬等の審査支払業務を遅滞なく実施するとともに、国や県の要請に基づき「診療報酬等の概算前払い」や「医療従事者等への慰労金交付事業」そして「医療機関等への支援金交付事業」などの業務を実施したところでございます。

また、国では本年前半までに全国民へワクチン接種を実施することとし、準備を進めておりますが、その接種費用の請求支払業務の一部について、国保連合会を通じ、行うこととなりました。

このように、本会は、国保保険者の共同体としての役割のみならず、社会保障制度の一翼を担う団体として非常に重要な役割を求められておりますことから、これら新型コロナ対策についても、引き続き関係機関と連携し、全力で取り組む所存でございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

2点目は、「審査支払業務改革について」でございます。

国では、健康・医療・介護等の分野におけるデータヘルス改革の一環として、社会保険診療報酬支払基金、国保連合会・国保中央会を含めた審査支払業務改革が進められております。

厚労省では、それら改革の具体的方針を検討するため、令和2年9月より「審査支払機能の在り方に関する検討会」を開催し、「審査基準の統一」や「支払基金と国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方」などについて議論を行っております。

検討会が今年度中に取りまとめる予定の報告書の主な内容といたしましては、国保総合システム次期更改時期である令和6年度までに行うものとして、システムの一部について、支払基金システムを共同利用もしくは、支払基金システムと整合的な機能とすること、また、

令和6年度以降についても、支払基金と共同利用する審査支払機能を共同開発することなど、引き続き速やかに改革を進めることとされております。

これらシステム改革にかかる経費については、現時点で不透明な部分が多い状況となっております。

本会では、これら経費に対応可能な積立資産を一定額保有しているところでございますが、なお不足する財源については、国保として国の支援を強く要望していくこととしておりますので、御支援をお願いいたします。

また、本件につきましては状況の進捗に合わせ、今後随時御報告をさせていただき予定しておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本日の総会は令和3年度の事業計画及び予算、そして新役員の選任など、協議案件が多数ございます。

慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

#### 4 来賓紹介

司会より来賓として出席された次の方を紹介した。

福島県保健福祉部国民健康保険課長 蓬田 慎一 氏

#### 5 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数 62 保険者

出席保険者数 49 保険者

委任状提出保険者数 13 保険者

#### 6 議長選出

司会が、議長選出については慣例により事務局から推薦申し上げ承認を得たいと諮ったところ、異議なく了承され、次の方をお願いした。

議長 西郷村長 高橋 廣志 氏

#### 7 議 事

〔報告事項〕

報告第1号 令和2年度補正予算の専決処分について

ア 議長が報告第1号について、事務局に説明を求めた。

イ 総務課長が報告第1号について次のとおり説明を行った。

報告第1号について、御説明をいたします。議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号は令和2年度補正予算の専決処分についてでございます。

国民健康保険法第86条をもって準用する第25条第2項の規定により、下記の日付をもって、専決処分を行いましたので御報告いたします。

まず、1の令和2年度診療報酬審査支払特別会計、2の後期高齢者医療事業関係業務特別会計、3の介護保険事業関係業務特別会計の合計3つの会計にて補正を行っております。

(1)の専決処分の理由といたしまして、まずアの国保及び後期高齢者医療に係る地方単独公費受け払いの増。

次にイ、主治医意見書作成料受け払いの増、これらに伴いまして、予算を至急補正する必要が生じたためでございます。

(2)の専決処分年月日は令和2年9月18日。本会規約に基づきます書面表決理事会の議決にて処分を行っております。

次に4の一般会計、5の診療報酬審査支払特別会計、6の後期高齢者医療事業関係業務特別会計の合計3会計にて補正を行っております。

(1)の専決処分の理由といたしまして、まずアの新型コロナウイルス緊急包括支援事業に係る交付金(医療分)の受け払いの増。

次にイの新型コロナウイルス感染症に伴う国保及び後期高齢者公費負担医療に関する受け払いの増。

これらに伴いまして、予算を至急補正する必要が生じたためでございます。

2ページをお開き願います。(2)の専決処分年月日でございますが、令和2年12月25日。こちら書面表決理事会の議決にて処分を行っております。

以降、3ページから26ページには、書面表決理事会への提出議案を載せてございます。説明は省略させていただきますので、御了承願います。

以上、報告第1号について御説明いたしました。

#### [議決事項]

議案第1号 令和2年度一般会計歳入歳出補正予算(第3号)

議案第2号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第4号)

A 業務勘定

議案第3号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第4号)

A 業務勘定(後期高齢)

議案第4号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第3号)

A 業務勘定(介護)

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定(介護)

議案第 5 号 令和 2 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業務勘定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 6 号 令和 2 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第 7 号 令和 2 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

ア 議長が議案第 1 号から議案第 7 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ 総務課長が議案第 1 号から議案第 7 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは議案第 1 号から第 7 号の令和 2 年度補正予算 7 議案につきまして一括して御説明を申し上げます。説明は議案書とは別にございます説明資料①にて御説明を申し上げます。説明資料①を御準備いただきまして、1 ページをお開き願います。

議案第 1 号は令和 2 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 3 号）でございます。

まず、資料の見方でございますが、1 の補正内容といたしまして、歳入歳出各科目の予算増減、こちらを 1 表にまとめて記載してございます。そして表の下、2 といたしまして補正理由を簡潔に記載してございます。

それでは 1 の補正内容の左側、歳入を御覧願います。歳入、負担金が 255 万 3,000 円の減となっております。こちらにつきましては、2 の補正理由の（1）を御覧願います。

国保事業報告システムクラウド化にかかる市町村等負担金につきまして、本年度の事業確定に伴い減額補正をさせていただいてございます。次に上の表にお戻りいただきまして、歳入負担金の減に伴いまして、表の右側、歳出にて旅費及び委託料、それぞれ減額補正させていただいてございます。

次に同じ表中右側の委託料の下に、公課費 12 万 4,000 円の減となっておりますが、こちらは令和元年度分の消費税確定に伴いまして、還付金が発生したことによる補正でございます。

次にその下、減価償却引当資産積立金 979 万 9,000 円の増、財政調整基金積立資産積立金 2,000 万円の増となっておりますが、こちらは会計状況から予備費を財源に積立可能と判断をし、補正をさせていただいております。

次にその下、他会計繰出金でございますがこちら特定健診特別会計へ 1,000 万円の繰り出しを行う事といたします。詳細につきましては後程議案第 6 号にて御説明をさせていただきます。

最後に歳出、予備費にて 3,998 万 4,000 円の減額を行いまして、補正額合計は歳入歳出同額の 255 万 3,000 円の減。補正後の総額は表の下、210 億 1,233 万 6,000 円となっております。以上が議案第 1 号の御説明でございます。

2 ページをお開き願います。議案第 2 号は令和 2 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出

補正予算（第4号）でございます。

1の補正内容、表の左側、歳入を御覧願います。表中左上、国保診療報酬審査支払手数料以下、記載の計4つの手数料、処理料、事務費にて、処理件数の減により、それぞれ減額補正を行ってございます。こちら、新型コロナによる医療機関等への受診控えが主な理由でございます。

次に同じく歳入、県委託料が1,256万3,000円の減となっております。こちらは下の2の補正理由（5）を御覧願います。（5）でございますが、県の委託事業である市町村事務処理標準システムクラウド化事業が、結果今年度県より委託されなかったことによる減額補正でございます。

県委託料の減に伴いまして、1の表中の右側、歳出の旅費から使用料及び賃借料までの科目でそれぞれ減額補正を行っているというところでございます。

その下、表中同じく歳出の公課費、2,521万5,000円の減は、先ほどの一般会計と同様、消費税の還付によるもの。

次の、財政調整基金積立資産積立金、その下の減価償却引当資産積立金は、会計の状況から積立額の調整をさせていただいております。

次に保険者間調整等受入金そして支出金を歳入歳出同額の9,000万円の増額補正をいたします。こちら保険者からの調整依頼が当初見込みより伸びたことによる補正でございます。

そして最後に予備費を3,997万6,000円減額いたしまして、補正額合計は歳入歳出同額の1,712万円。補正後の総額は表の下、11億5,638万4,000円となっております。

以上が議案第2号の御説明でございます。

続きまして3ページを御覧願います。議案第3号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第4号）でございます。

1の補正内容、表の左側、歳入を御覧願います。後期診療報酬審査支払手数料及びその下、後期電算処理手数料にて新型コロナによる処理件数の減によりまして、それぞれ減額補正を行ってございます。

次に手数料の下、負担金でございますが1,335万8,000円の増となっております。こちらは2の補正理由の（3）に記載をしてございます。こちら後期高齢者医療広域連合が本会に委託しますマイナンバーカード取得促進に係る申請書作成業務、こちらの受託による増額補正でございます。

今ほど御説明しました歳入負担金の増に伴いまして、1の表の右側、歳出の需用費が増となっております。需用費の下、公課費2,581万6,000円の減は消費税の還付でございます。

その下、2つの積立金支出については、会計状況を勘案しての減額補正を行ってございます。

一番下、予備費を148万9,000円減額補正いたしまして、補正額合計は歳入歳出同額の2,217万円の減。補正後の総額は表の下、11億7,583万1,000円となっております。以上が議案第3号の御説明でございます。

続きまして4ページをお開き願います。4ページは議案第4号 令和2年度介護保険事業

関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第3号）でございます。

こちらの会計では合計3つの勘定にてそれぞれ補正を行います。

まずAの業務勘定（介護）でございますが、1の補正内容の歳入を御覧願います。上から2つの手数料にてそれぞれ減額補正を行ってございます。

次に歳入、国庫補助金が319万4,000円の減となっております。こちらは補助金の受入会計を別の会計に変更することによる減となっております。

次に表の右、歳出でございますが、公課費の508万1,000円の減は消費税の還付。

その下、2つの積立金支出につきまして会計状況を勘案して増額補正を行ってございます。表の一番下、予備費を1,985万円減額補正いたしまして、補正額合計は歳入歳出同額の518万5,000円の減となっております。

続きまして5ページを御覧願います。Bの介護給付費等支払勘定の補正を行います。

1の補正内容といたしまして、表中左上から介護給付費、高額介護サービス費、及び特定入所者介護サービス費のそれぞれ受け払いの増により、歳入歳出それぞれ71億円の増額補正を行ってございます。

5ページの下を御覧願います。

公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）の補正を行います。

1の補正内容といたしまして、生活保護及び難病法、こちらの受け払いの増によりまして、歳入歳出それぞれ5,150万円の増額補正を行ってございます。以上が議案第4号の御説明でございます。

6ページをお開き願います。

6ページは議案第5号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

こちらは2つの勘定にて補正を行います。Aの業務勘定（障害者総合支援）でございますが、1の補正内容の表、歳入を御覧願います。

障害介護給付費審査支払手数料、33万6,000円の増といたします。

次に歳入、国庫補助金、319万4,000円の増となっております。こちらは議案第4号で御説明いたしました補助金の受入会計を変更したことによる増でございます。

次に表の右、歳出におきまして、公課費、積立金、予備費の補正を行いましまして補正額合計は歳入歳出同額の353万円の増といたします。

ページの下を御覧願います。Bの障害介護給付費等支払勘定にて補正を行います。

1の補正内容を御覧願います。障害介護給付費及び障害児給付費の受け払いの増により歳入歳出それぞれ16億円の増額補正を行ってございます。以上が議案第5号の御説明でございます。

7ページを御覧願います。

議案第6号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）でございます。

1の補正内容といたしまして、歳入、特定健診・特定保健指導等費用手数料が1,261万

4,000 円の減、その下後期高齢者健診等費用手数料が 451 万 8,000 円の減とこれら 2 つの手数料合計で 1,713 万 2,000 円の減額補正を行ってございます。

年間のこの会計の手数料収入見込みの約 40%の減となっております。新型コロナにより健診が実施できなかったことが理由でございます。

この収入減の補填のため、他会計繰入金といたしまして、一般会計から 1,000 万円の繰り入れを行ってございます。

次に表の右側、歳出を御覧ください。公課費の減、積立金の増、予備費の減をそれぞれ行いまして、補正額合計は歳入歳出同額の 713 万 2,000 円の減といたします。

こちら特に積立金につきましてはこの会計、収支状況が厳しい中ではございますが、国の通知に定めるルールに基づきまして積立を行うこととさせていただいております。以上が議案第 6 号の御説明でございます。

8 ページをお開き願います。

議案第 7 号 令和 2 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。

1 の補正内容、歳入を御願います。レセプト手数料を 200 万 5,000 円の減といたします。

続いて表の右、歳出でございますが、公課費の減、積立金の増、予備費の減を行いまして補正額合計は歳入歳出同額の 200 万 5,000 円の減とさせていただいております。

以上、議案第 1 号から議案第 7 号について御説明を申し上げました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ 議長が議案第 1 号から議案第 7 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 8 号 令和 3 年度事業計画

議案第 9 号 令和 3 年度負担金及び手数料等

ア 議長が議案 8 号から議案第 9 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ 事務局長が議案 8 号から議案第 9 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは議案第 8 号並びに議案第 9 号につきまして一括して御説明申し上げます。

まず議案第 8 号 令和 3 年度事業計画でございます。議案書の 66 ページをお開きください。

第 1 の基本方針でございますが、令和 3 年度の事業につきましては、本会の『中期経営計画』に基づき、記載の 3 つの基本方針を柱に実施して参ります。

次に、第 2 の重点事業でございます。

本会におきましては、様々な事業を実施しておりますが、その事業の中でも、特に、令和3年度において重点的に展開を図っていく事業を基本方針ごとに掲げさせていただきます。

1つ目の基本方針の1「保険者事業運営の支援」は3項目ございますが、特に(1)「医療費適正化の推進」のア「審査の充実・強化」では、職員の審査事務共助能力の向上等に努めることはもとより、会長からの御挨拶にもございましたが「社会保険診療報酬支払基金システムとの整合的かつ効率的な機能の実現」のため、審査基準及びコンピュータチェックの全国統一化に向けて関係機関との連携を図って参ります。

67ページを御覧ください。

また、(2)の「保健事業の推進」では、現在、アの「健診受診率・保健指導実施率10%アップに向けた支援」を3か年計画で実行しております。

最終年となる令和3年度は(ア)の「民間事業者の活用」では特定健診受診勧奨の拡充に加え、関係団体への働きかけ等を行い一体的に取り組んで参ります。

(イ)の「データ活用」では、KDB データを活用した糖尿病性腎症重症化予防プログラムの評価に係る、ツールの構築・開発を開始いたします。

(ウ)の「人材育成」においては、国保主管課長及び統括保健師向けに、保険者自らが課題を把握し、保健事業を推進していくための連絡会を新たに実施いたします。

議案書の68ページをお開きください。

2つ目の基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」では、特に(2)の「番号制度関連事業への取り組み」でございます。

まもなく開始されますオンライン資格確認等事業に不可欠な保険者及び関係団体の資格情報につきまして、運用主体である国保中央会及び支払基金との円滑な連携と安定運用に努めて参ります。

次に、3つ目の基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」は4項目ございます。

69ページを御覧ください。特に、(3)「財政の透明性の確保と効率化による経費削減」では、保険者財政への影響を最大限考慮しつつ、会計の収支均衡を目指し、財政運営計画を引き続き推進して参ります。

また、(4)の「次期中期経営計画の策定」といたしまして、現行の「中期経営計画」が令和3年度で満了のため、計画的な事業及び財政運営の実現にむけて、令和4年度から6年度までの新たな計画を策定して参ります。

以上が、令和3年度に特に「重点事業」として、取り組む事業でございます。69ページの下段以降には「その他の事業」といたしまして、重点事業以外の事業を基本方針ごとに記載してございます。

いずれも大切な事業でございますので、適性かつ確実に事業を実施して参ります。

続きまして、議案第9号 令和3年度負担金及び手数料等につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 74 ページをお開きください。

手数料につきましては、昨年度より会議等で御説明いたしておりましたが、令和 3 年度は診療報酬・介護保険・障害者総合支援・福祉医療などについて、本会中期経営計画の財政運営計画に基づき、各会計の収支均衡を図るため改定をさせていただきたいものでございます。

それでは、改定等を行う手数料についてのみ御説明させていただきます。

始めに、ページ中央、項番 2 の審査支払手数料でございます。国保の診療報酬分及び調剤報酬分の単価を 61 円から 63 円に引き上げたいものでございます。

次に、75 ページをご覧ください。

項番 4 の共同電算処理手数料の 2 つ目、被保険者証の世帯証作成手数料につきましては、世帯証の作成廃止に伴い削除したいものでございます。

次に、項番 5 の介護保険の（1）介護保険、審査支払手数料につきましては、4 つの区分がございますが、各区分の単価を 58 円から 63 円に引き上げたいものでございます。

また、（2）介護保険、保険者共同処理手数料では、1 つ目の償還払給付額管理処理、2 つ目の市町村特別給付等支払処理手数料につきまして、単価を 58 円から 63 円に、また、4 つ目の介護給付費圧着封筒作成処理手数料は単価 56 円 16 銭を 57 円 20 銭にそれぞれ引き上げたいものでございます。

なお、3 つ目の高額医療・高額介護合算制度における、支給計算処理手数料につきましては運用業務の見直しに伴い、手数料を御負担いただくこと無く処理が可能となります。

議案書の 76 ページをお開きください。

項番 6 の障害者総合支援審査支払手数料につきましては、3 つの区分がございますが、各区分の単価を 137 円から 147 円に引き上げたいものでございます。

続きまして福祉医療費でございますが、項番 7 の妊婦健康診査審査支払手数料は、1 件当たり単価、現行の 48 円から 65 円 10 銭に、次の項番 8 の重度心身障害者助成事業委託費は 1 件当たり単価、現行の 35 円から 48 円 10 銭に、また、項番 9 の社保乳幼児助成事業委託費は、1 件当たり単価、現行の 35 円から 35 円 60 銭にそれぞれ引き上げたいものでございます。

只今申し上げた、項番 7 から項番 9 の福祉医療費に係る手数料の改定につきましては、受益者負担による収支均衡のため、引き上げをお願いしたいものでございます。

次に、項番 10 の第三者行為求償事務共同事業受託手数料は、応償額の 3% から 5% に引き上げたいものでございます。

理由といたしましては、現在、医療費適正化に伴う取組強化が求められており、個別訪問等による説明・研修など、保険者事務の支援拡大を図るためでございます。

77 ページをご覧ください。

項番 19 の国保情報集約システム手数料につきましては、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により、毎年度手数料をお示ししております。

国保被保険者一人当たり月単価として、現行と比べ、83 銭引き下げの 15 円 24 銭といたします。

只今御説明いたしました手数料以外の負担金・手数料等につきましては、今年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第8号 令和3年度事業計画並びに議案第9号 令和3年度負担金及び手数料等について一括して御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ 議長が議案第8号から議案第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第10号 積立資産及び引当資産の処分について

議案第11号 令和3年度一般会計歳入歳出予算

議案第12号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第13号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第14号 令和3年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第15号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第16号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第17号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第18号 令和3年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第19号 令和3年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第20号 令和3年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第21号 令和3年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

- ア 議長が議案第 10 号から第 21 号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。  
イ 総務課長が議案第 10 号から第 21 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、私から議案第 10 号から議案第 21 号までの令和 3 年度当初予算関連議案について一括して御説明を申し上げます。

まず議案第 10 号の御説明でございます。議案書の 80 ページをお開き願います。

議案第 10 号は積立資産及び引当資産の処分についてでございます。

この議案は、国の通知に基づき造成をいたしました本会の各種資産を令和 3 年度当初予算に繰り入れをするために行う処分について、認定を求めるものでございます。

3 つの資産について、それぞれ処分を行います。

1 つ目は退職給付引当資産。処分金額は 4,915 万 2,000 円。処分金の使途は退職手当の支給のため。令和 3 年度末定年退職予定者 2 名分の退職金でございます。

2 つ目は、財政調整基金積立資産。処分金額は 1 億 8,889 万 8,000 円。処分金の使途は事業運営上の不測の事態による収入減の補填のため、となっております。こちら国の通知に定めるルールに基づきまして、令和 2 年度末に積立をしました全額を令和 3 年度当初予算へ繰り入れを行います。

3 つ目は減価償却引当資産。処分金額は 2,348 万 1,000 円。処分金の使途は減価償却資産取得支出のためとなっておりますが、主な支出の理由といたしましては、システムの改修経費となっております。

次の 81 ページには只今御説明しました資産の会計別処分額の一覧表を添付しておりますので、御確認願います。以上が議案第 10 号の御説明でございます。

続きまして、議案第 11 号から議案第 21 号につきましては議案書と別に準備をさせていただきます説明資料の②にて御説明させていただきます。説明資料の②を御準備いただきまして 1 ページをお開き願います。

1 ページ目は福島県国民健康保険団体連合会令和 3 年度当初予算でございます。本会の令和 3 年度当初予算総額は、6,092 億 4,240 万 1,000 円となっております。前年度比 103.08%、額にいたしまして 181 億 9,771 万 2,000 千円の増となっております。

ページの中央には、令和 3 年度各会計当初予算一覧表を載せてございます。左から会計名、予算額、そして一番右が前年度比となっております。

令和 3 年度、本会の会計は一般会計、特別会計合わせまして 10 の会計がございまして、また、特別会計には 15 の勘定がございまして。

ページの一番下の枠囲いに、当初予算の状況について 2 点御説明を記載させていただいております。

○の 1 つ目、本会予算額の約 6,000 億円、こちらの 99.5%は「保険者から医療費を受け、医療機関等へ支払う」といいました、診療報酬等の受け払いとなっております。前年度比約 181 億円の増につきましても、これら診療報酬等の受け払いの増が理由でございます。

○の2つ目でございますが、その診療報酬等の増減についての御説明でございます。前年度と比較いたしまして後期高齢で約46億円、介護で約104億円、障害で約45億円の増となっております。

一方の国保は約16億円減となっております。国保の医療費につきましては、被保険者数が減となっている一方、一人当たりの医療費が増という要因もありまして、結果といたしまして前年度比約1%の減という状況となっております。

それでは2ページをお開き願います。

2ページは1、主要会計の概要でございます。前のページで御説明いたしました会計総額6,000億円、こちらから99.5%にあたる診療報酬等の受け払い、こちらを除きました本会の業務運営経費、こちらを經理します主要7会計の状況についての御説明、本会の実態会計の御説明でございます。

ページ上の枠囲いを御覧願います。

本会の主要7会計の令和3年度当初予算は29億9,176万9,000円でございます。前年度比98.36%、額にしまして4,988万5,000円の減となっております。

その下には、令和3年度主要会計当初予算一覧表を載せてございます。表の上から会計ごとに令和2年度予算、その下令和3年度予算、一番下に前年度比を載せてございます。

次に、2ページの下から3ページにかけての表でございますが、こちら予算の主な増要因、そして減要因をまとめた表となっております。

まず2ページの中央、予算増要因につきましては、表中(1)に記載の新規事業、また(2)に記載の事業拡大や見直しなどがありまして、合計で約1億1,000万円の増ということになってございます。

一方の予算減要因につきましては3ページ上から記載がございます。

(1)の予算シーリングの実施、(2)といたしまして業務完了、見直しなどがありまして、合計で約1億5,000万円の減となっております。

その下の枠囲いに、当初予算(主要会計)の状況について2点記載をさせていただいております。

○の1目でございます。コロナ禍の状況下ではございますが、旅費等の一部費用を除きまして、概ね前年度と同額の予算規模となっております。

また○の2つ目、例年と比較いたしますと、令和3年度はシステム導入、機器更改業務、こちらが少なかったことに加えまして、既存事業全般に見直しを図り、経費低減を図ったことが予算減の要因となったところでございます。

こちらが主要会計の概要でございます。

4ページをお開き願います。

2の主要会計の概要(歳入)について御説明をいたします。まずページ上の表でございますが、こちら各会計歳入予算の歳入科目別一覧でございます。

表を左から右へと御覧願います。歳入科目ごとに各会計の金額を記載し、表の右側に歳入科目ごとの合計額、そして前年度比を記載してございます。

ページの中央、円グラフを御覧願います。歳入予算各科目の予算全体に占める構成比を示したものとなっております。円グラフ中、上の一般負担金 5.37%、その右側、手数料 63.93% となりまして、各保険者に御負担をいただいておりますこれら 2 つの合計で、本会歳入全体の 3 分の 2 以上を占めていることがお分かりになるかと存じます。

またページ下の枠囲いを御覧願います。

主要会計（歳入）の状況といたしまして、4 点記載をしております。○の 1 つ目、こちら一般負担金の説明となりますが、こちらにつきましてページ上の表にお戻りいただきまして、表中項番 1 の一般負担金を御覧願います。一般負担金、表の一番右側、前年度比が 95.97% となっております。理由といたしましては、国保被保険者数減により収入減となっております。

次に、表中項番 2、手数料でございますが前年度比、表の右側でございますが手数料 100.13% となっております。理由といたしましては、各種手数料単価の引き上げをお願いしている一方、処理件数の減といった要因もございまして、結果といたしまして前年度とほぼ同額となったところでございます。

次に、表中項番 3 の負担金を御覧願います。負担金、一番右側、前年度比でございますが 121.58% となっております。理由といたしましては、国保事業報告システムのクラウド化に係る業務受託、また特定健診受診率向上対策事業などの事業拡大したことにより増となっております。

次に表中項番 6 でございます。

積立金繰入金でございますが表の右側、前年度比で 79.12% となっております。理由といたしましては、各システム機器更改が完了したことにより減となっております。

以上が歳入の状況でございます。

続きまして 5 ページを御覧願います。

3 の主要会計の概要（歳出）でございます。ページ上の表は、各会計歳出予算の歳出科目別一覧でございます。歳入と同様に各会計の金額、また表の右側に歳出科目ごとの合計額、前年度比を記載してございます。

円グラフを御覧願います。歳出予算各科目の予算全体に占める構成比を示したものでございます。歳出科目で一番構成割合が高いものは委託料の 33.04%。ついで人件費の 23.12% となっております。ページの下の方の枠囲いに主要会計（歳出）の状況として、3 点記載がございました。

○の 1 つ目が人件費についてでございます。こちらも歳入と同じくページ上の表を御覧願います。表中項番 2 の人件費を御覧ください。一番右の前年度比でございますが 102.97% となっております。理由といたしましては、正規職員 2 名の採用及び定期昇給等による増となっております。

次に表中項番 5 の委託料でございます。委託料は前年度比で 96.93%、同じく項番 6 でございますが備品購入費、前年度比 7.76% と大幅に減少してございます。

理由といたしましては、各システム機器更改や導入作業が前年度におきまして完了したこ

とによる減でございます。

次に、表中項番 8、積立金を御覧願います。前年度比 112.07%となっております。

理由といたしましては、収支状況を勘案いたしまして減価償却引当資産等の積立額の増額を行っております。

以上が、議案第 11 号から議案第 20 号の令和 3 年度当初予算の概要の御説明でございます。

最後に 6 ページを御覧願います。6 ページは議案第 21 号 令和 3 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金についてでございます。

令和 3 年度、本会の一時借入金の限度額につきましては、項番 1 に記載の 11 の会計勘定におきましてそれぞれ記載の限度額、また、借入条件につきましては項番 2 から 6 に記載の 5 条件にてお願いをするものでございます。

なお、一時借入の理由が保険者に起因する場合、借入利息につきましては保険者負担とさせていただきます。

なお、借入金限度額の合計につきましては 45 億 9,715 万円。

こちらは東日本大震災当時の被災保険者の医療費等の支払実績から推計した額となっております。

以上、議案第 10 号から議案第 21 号について御説明を申し上げました。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ 議長が議案第 10 号から議案第 21 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### 議案第 22 号 役員を選任について

ア 議長が議案第 22 号について、事務局に説明を求めた。

イ 事務局長が議案第 22 号について次のとおり説明を行った。

それでは議案第 22 号について御説明申し上げます。議案書の 187 ページをお開きください。

現在の役員は、令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますため、次期役員につきまして選任を求めるものでございます。

選任する役員及び任期につきましては記載のとおりでございます。

また次期役員の選任方法でございますが、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条の規定により「会員たる保険者を代表する者」につきましては、福島県を代表する者並びに地区部会から推薦された者を、「保険者を代表するもの以外の者」につきましては、「理事会から推薦された者を総会で選任する」となっております。

議案書を1枚おめくりいただき、188ページを御覧ください。

別表に記載の方々を選任いただきたいものでございます。

以上、議案第22号 役員の選任について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ウ 議長が議案第22号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

## 8 議長降壇

議長が本日の総会に附議された議案の審議はすべて終了した旨述べ、議事運営の協力の謝意を表して降壇した。

## 9 閉会 (午後1時30分)

星副会長(下郷町長)が、議案の全てを原案のとおり承認いただいたことにお礼を述べ、次のとおり閉会のことばを述べた。

大変皆さまお疲れ様でございます。閉会の言葉を申し上げます。御提案いたしました議案につきまして原案のとおり承認をいただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

令和3年2月26日(金)福島市中町8番2号福島県自治会館3階大会議室で開催された福島県国民健康保険団体連合会総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和3年3月19日

議 長 高 橋 廣 志 印